

地方財政の充実・強化に関する意見書

新型コロナウイルスの出現により、地方自治体にはワクチン接種体制の構築、防疫体制の強化、市民の日常生活から発生する問題への対応など、新たな行政需要が多く発生している。また同時に、医療・介護などの社会保障や子育て支援策の充実、地域交通の維持・確保など、従来からの行政サービスに対する需要も、これまで以上に高まっている。しかるしながら、公的サービスを担う人材は不足しており、疲弊する職場実態にある中、近年多発している大規模災害やデジタル・ガバメント化への対応などにも迫られている状況である。このような状況の中、地方の財源対応については、2021年度の地方財政計画までは、2018年度の地方財政計画の水準を下回らないよう、実質的に同水準を確保してきたが、新型コロナウイルスへの対応により巨額の財政出動が行われる中、2022年度以降の地方財源が十分に確保できるのか、大きな不安が残されている。

このため、国においては、2022年度の政府予算と地方財政の検討にあたって、コロナ禍による新たな行政需要なども把握しながら、歳入・歳出を的確に見積もり、地方財政の確立をめざすよう、以下の事項の実現を強く要望する。

記

1. 新型コロナウイルス対策として、ワクチン接種体制の構築、感染症対応業務を含めた、より全体的な保健所体制・機能の強化、その他の新型コロナウイルス対応事業、また地域経済の活性化まで踏まえた、十分な財源措置をはかること。
2. 地域医療の確保、生活困窮者自立支援など、急増する社会保障ニーズが自治体の一般行政経費を圧迫していることから、十分な社会保障経費の拡充をはかること。また、人材を確保するための自治体の取り組みを支える財政措置を講じること。
3. 社会保障、防災、環境、地域交通、人口減少、デジタル化対策など、増大する地方自治体の財政需要を的確に把握し、これに見合う地方一般財源総額の確保をはかること。
4. 地域間の財源偏在性の是正にむけては、偏在性の小さい所得税・消費税を対象に国税から地方税への税源移譲を行うなど、抜本的な改善を行うこと。また、コロナ禍において固定資産税の軽減措置等が行われたことはやむを得ないものの、各種税制の廃止、減税を検討する際には、地方6団体などを通じて、自治体の意見や財政に与える影響を十分検証した上で、代替財源の確保をはじめ、財政運営に支障が生じることがないように対応をはかること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 3 年 9 月 17 日

延岡市議会

内閣総理大臣 経済産業大臣 衆議院議長
総務大臣 内閣官房長官 参議院議長
財務大臣 経済再生担当大臣